

1. 障害者就労施設製品（セルフ製品） 共通

障害者就労施設（障害者優先調達推進法第 2 条において定義されている）では、障害などのさまざまな理由により、在宅で生活することが難しい方や一般企業などで働くことが難しい方々が、社会参加・自立をめざして働いています。

障害者就労施設では、食品、縫製品、木工品、日用品など多種多様な商品を企画・生産しており、商品以外にも、クリーニング、印刷、清掃などの役務の提供や、小売店や喫茶店などの店舗の運営を行っている施設もあります。

そこで、岐阜県セルフ支援センターは、障害者就労施設製品の周知、広報を行い、施設に対して製品や役務のあっせんを行っています

照会先 岐阜県セルフ支援センター
 TEL 058-273-1111（内線 2526） FAX 058-275-4888
 URL センターホームページ <http://www.winc.or.jp/comcontents/selp/>
 ナイスハートネット岐阜県 <https://gifu.nice-heart-net.jp/>

2. 岐阜県福祉のまちづくり条例 共通

平成10年4月1日、「岐阜県福祉のまちづくり条例」が施行されました（公共的施設等の整備規定については同年10月施行）。この条例では、高齢者や障がい者はもとより、全ての県民の皆さんが自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に生活できる福祉のまちづくりを推進するため、県、事業者そして県民の皆さんの責務を明らかにし、やさしい心と思いやりの気持ちを育む施策などを規定したほか、建築物などのバリアフリーについて整備基準を設けています。

●建築物などのバリアフリーについて整備基準を設定

対象となる施設は、不特定多数の方が利用する建築物、道路、公園などの「公共的施設」です。具体的には、病院や映画館、物販店、飲食店、ホテル・旅館などで、それぞれの施設ごとかつ整備箇所ごとに具体的な整備基準（車いす使用者が通行しやすい幅員の確保、傾斜路の位置、階段の手すりの位置など）を設定しています。

これらのうち、一定規模以上の施設（「特定公共的施設」）を新築、増改築する場合は、計画の届出や工事完了の届出が必要となります。

主な対象施設

公共的施設	特定公共的施設
医療施設	左のすべて
娯楽施設（劇場・映画館）	左のすべて
〃（パチンコ店等）	左のうち 500 m ² 以上
百貨店・マーケット	左のうち 300 m ² 以上
ホテル・旅館	左のうち 300 m ² 以上
社会福祉施設	左のすべて
飲食店	左のうち 300 m ² 以上
サービス業店舗	左のうち 300 m ² 以上
官公庁施設	左のすべて
金融機関	左のうち 300 m ² 以上
学校	左のすべて
都市公園、動物園、博物館	左のすべて
路外駐車場	左のうち 500 m ² 以上

整備基準の概要

整備箇所	項目	細項目	内容
出入口	玄関	幅	90cm 以上
		戸	開閉容易
廊下	廊下	幅	120cm 以上
		車いす転回構造	50m 以内毎に設置
		高低差	スロープ等設置
階段	階段	手すり	設置
		構造	原則回り段禁止
エレベーター	設置 仕様	対象建物	延 2,000 m ² 以上
		かご寸法	幅 1.4m、 奥行 1.35m 以上
		出入口幅	80cm 以上
便所	車いす 使用者 用便座	対象建物	延 1,000 m ² 以上
		便座	腰掛け用
		手すり	設置
駐車場	車いす 使用者 用駐車 区画	対象	30 台以上
		位置	出入口の近く
		幅	3.5m 以上

照会先 県庁地域福祉課 TEL 058-272-8261
 県庁建築指導課 TEL 058-272-8685